

# 福祉制度

## (1)障害者総合支援法

平成 25 年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称:障害者総合支援法)が施行されました。この法律は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したものです。

### ① 障害者総合支援法の基本理念

障害者総合支援法には、次の6つの理念があります。この理念が障害者総合支援法の土台となっています。

- 1)すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである
- 2)すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
- 3)可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられること
- 4)社会参加の機会の確保
- 5)どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 6)社会的障壁の除去

### ② 障害福祉サービスについて

「障害者総合支援法」によるサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で成り立っています。

自立支援給付はさらに介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具などに分かれています。

## 障害福祉サービスの体系図

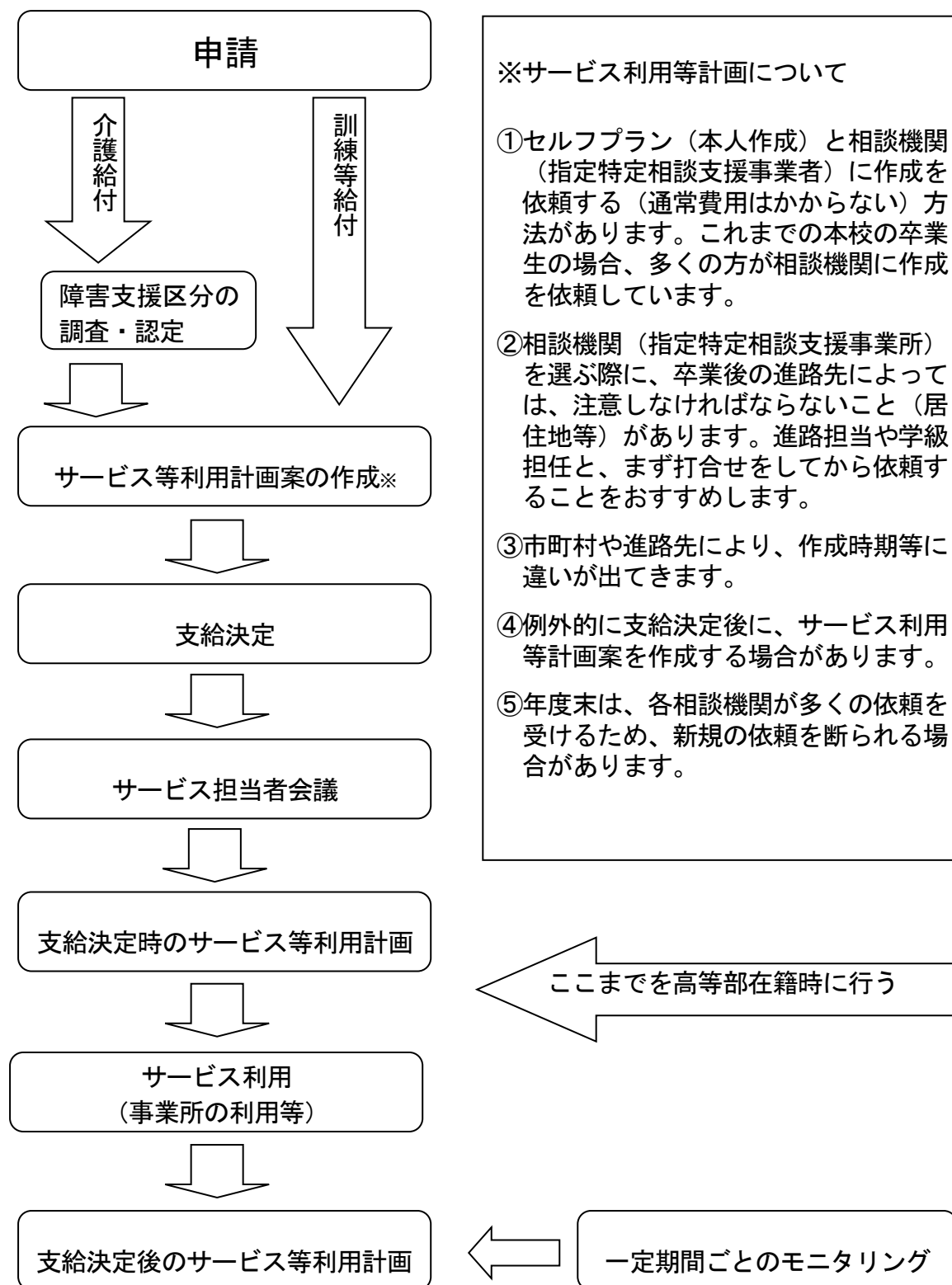


利用者は目的に応じた事業を選択してサービスを利用します。また、サービスを組み合わせて利用すること(例:日中活動を支援するサービス+夜間の居宅を支援するサービス)も想定されています。

### ③ 手続き

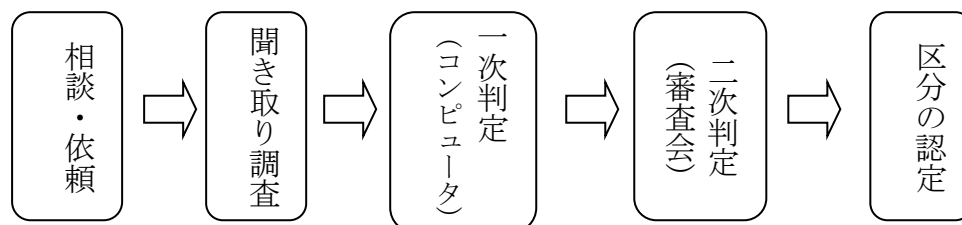
障害者総合支援法のサービスを利用するためには、利用するサービスに応じた手続きが必要になります。手続きは、市町村に対して行う「支給申請」と、事業を提供している事業所と行う「利用契約」があります。

#### サービスを利用するまでのおおまかな流れ



#### ④ 障害支援区分と利用できるサービス

障害支援区分とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするための障害者の心身の状態を総合的に示すものです。この区分によって利用できる障害者総合支援法の介護給付サービスの範囲が決められます。障害支援区分は、厚生労働省で定められた内容で障害の状況等を調査し、医師意見書等を参考に市町村が設置した「介護給付費等の支給に関する審査会」で審査・判定されます。



- ・障害支援区分は、区分1から区分6まであり、区分6がより多くの支援を必要とする(最重度)となります。
- ・認定有効期間は原則3年です。(障害の状況等により期間が1年間等になる場合があります。)
- ・本校在籍の生徒は、18歳(高等部3年次)の誕生日前もしくは進路の方向性が固まってきた時期に、学校にて障害支援区分のための「聞き取り調査」を行う場合があります。原則的に、聞き取り調査を実施するのは市町村の担当職員で、本人、保護者、教員が参加します。
- ・卒業後の進路が、企業就労で福祉サービスを利用しない場合は障害支援区分のための聞き取り調査を行わない場合があります。
  - ・卒業後の進路先や居住地の市町村により、聞き取り調査実施時期等に違いがあります。
- ・18歳未満の場合は、障害支援区分の認定は原則的には行いません。区分に相当する障害の状態利用できるサービスを決めます。
- ・区分により利用できるサービス一覧は、次ページをご覧ください。

#### 参考文献について

福祉制度については、次の文献およびWEBの情報を参照・引用しています。

相模原市「障害のある方のための福祉のしおり ー令和〇年度版ー」  
編集・発行 相模原市健康福祉局福祉部障害政策課

「障害福祉情報サービスかながわ」

<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

※今後、制度の内容が変わる場合もあります。最新情報をご確認ください。

## 障害支援区分と利用できるサービス一覧

	サービス名	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
訓練等給付	就労移行支援 就労継続支援	市町村の判断で○	○	○	○	○	○	○
	自立訓練	市町村の判断で○	○	○	○	○	○	○
	共同生活援助(グループホーム)	市町村の判断で○	○	○	○	○	○	○
介護給付	生活介護			50歳以上 ○	○	○	○	○
	療養介護						○	○
	施設入所支援				50歳以上 ○	○	○	○
	短期入所(ショートステイ)		○	○	○	○	○	○
	居宅介護(ホームヘルプ)		○	○	○	○	○	○
	行動援護 <sup>(注1)</sup>				○	○	○	○
	重度障害者等訪問介護 <sup>(注2)</sup>					○	○	○
	重度障害者等包括支援 <sup>(注3)</sup>							○

注1:障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目の合計8点以上のもの

注2:二肢以上に麻痺がある、または「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定

注3:意思疎通に著しい困難で、①重度訪問介護対象であり四肢麻痺寝たきりで、  
(ア)気管切開人工呼吸器管理(イ)最重度知的障害者、②行動関連項目8点以上ある者

### ⑤ 利用者負担

障害者総合支援法のサービスを利用するにあたっては、サービス利用費の1割を支払うことになっています。

- ※ 地域活動支援センターの場合には、原則として1割負担はありませんが、実施主体によって異なりますので、各実施主体に確認してください。
- ※ サービス利用費のほかに、食費・家賃・交通費などは別途自己負担となりますが、自治体によって助成や減免があります。詳しくは各市町村の障害福祉担当課にお問い合わせください。

### ⑥ 居住地との関係

「地域生活支援事業」を行っている事業所は、利用対象者を居住地で制限する場合があります。詳しくは各事業所にお問合わせください。

## (2)療育手帳

療育手帳は、知的障害のある方が一貫した療育・援護を受け様々な制度やサービスの利用をしやすいことを目的にしています。

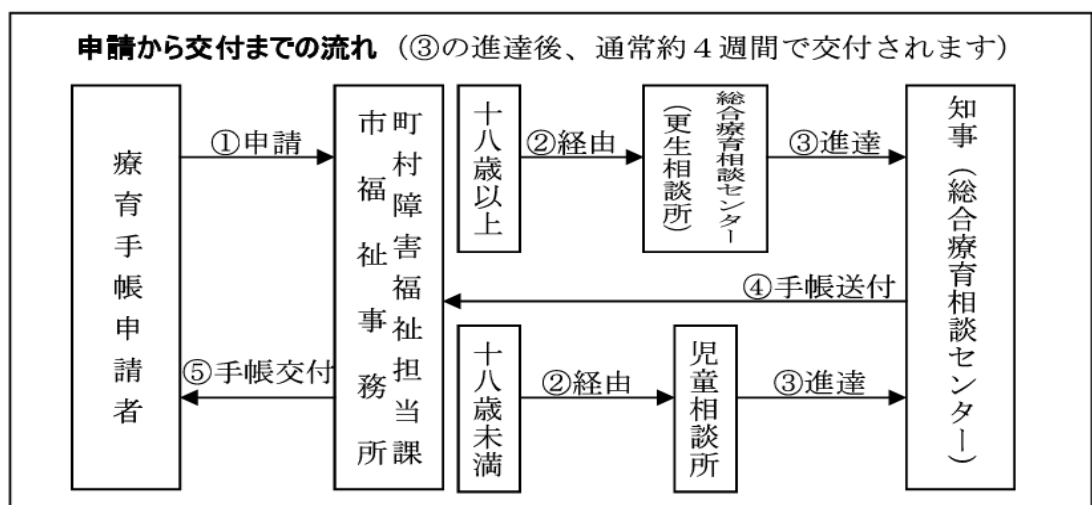
障害の程度により4段階に区分されます。また、障害の変化に応じ再判定が行われることがあります。東京都や横浜市では「愛の手帳」と呼ばれています。

障害程度		判定の基準
最重度	A1	1. 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの(以下「指数」という。)が、おおむね 20 以下のもの。 2. 指数がおおむね 21 以上 35 以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級(以下「障害等級」という。)の1級、2級、又は3級に該当するもの。
重度	A2	1. 指数がおおむね 21 以上 35 以下のもので、上記A1に該当しないもの。 2. 指数がおおむね 36 以上 50 以下のもので、障害等級の1級、2級又は3級に該当するもの。
中度	B1	指数がおおむね 36 以上 50 以下のもので、上記A2に該当しないもの。
軽度	B2	1. 指数がおおむね 51 以上のもの。 2. 指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断書があり、児童相談所又は総合療育相談センター(障害者更生相談所)の長が認めたもの。

### ① 対象者

児童相談所や総合療育相談センター(障害者更生相談所)で知的障害と判定された方。取得された方は、2～3年に1度に更新があります。

### ② 手続き



- 相模原市在住の18歳以上の方は、市障害者更生相談所(ウェルネスさがみはら)で判定を受けます。

- ③ 窓口  
お住まいの市福祉事務所、市町障害福祉担当課
- ④ 必要な物  
療育手帳交付申請書(窓口にあります)、写真(横3cm・縦4cm、上半身・無帽)、印鑑
- ⑤ 内容変更  
次の場合には、窓口で必ず手続きをしてください。
- ・ 住所、氏名が変わったとき
  - ・ 手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき
  - ・ 写真が古くなり写真の交換が必要になったとき
  - ・ 身体障害者福祉法に基づく障害等級が変更になったとき
  - ・ 手帳が不要になったとき
  - ・ 再判定で非該当になったとき
- ⑥ 補足
- ・ 療育手帳の他には、「身体障害者手帳」(1級から6級)、「精神障害者手帳」(1級から3級)があります。
  - ・ 神奈川能力開発センターと神奈川障害者能力開発校は、応募資格として手帳の取得(公的機関の判定を含む)が必須です。

### (3)公共料金の割引、その他の優遇制度

手帳を取得することで様々な優遇措置を受けやすくなります。鉄道やバス、航空の他、有料道路、携帯電話基本使用料等にも優遇措置があります。また、手当・給付金、公共料金の割引、税金の控除、自動車燃料・福祉タクシー等の助成などもあります。

各市町村、携帯電話会社等により異なりますので各市区町障害福祉担当課または各携帯電話会社等にお問い合わせください。

#### (4)障害年金

障害年金とは、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金については、例年高等部3年次の進路説明会で年金事務所の担当者をお招きして話をして頂きますが、詳しくは市区町役場の年金係、または年金事務所にお問合せください。

支給要件(20歳になる前の病気やけがによる障害年金の受給要件):

- ・20歳の到達前に、障害の原因となった病気やけがについて診療を受けていること
- ・初めて診療を受けた日(初診日)から1年6か月を経過していること
- ・障害の状態が、障害認定日または20歳に達した時に障害等級表に定める1級または2級に該当していること

※支給要件には特例もありますので、詳細はお問い合わせください。

- ① 年金額 等級によって異なります。
  - ・偶数月に2ヶ月分ずつ年6回の支給となります。
  - ・1級、2級は「国民年金法」にある等級です。

#### ② 手続き

(20歳の誕生日の3、4か月前)

### ＜市区町村の(国民)年金担当課に相談＞

電話予約後、申請に必要な書類(病歴状況申立書、診断書)を受取りに行きます。

### ＜病歴・就労状況等申立書の作成＞

障害年金支給の判定には、療育手帳の有無や等級と直接関係ありません。本人の日常生活能力(単身でアパート暮らしをした場合、どの程度の援助が必要か)が判定の基準になります。診断書に記載のないことでも不便を感じていること等できるだけ詳しく記入してください。

### ＜医師へ診断書の作成依頼＞

医師に作成を依頼します。20歳になってからの診断書で、請求費の前3か月以内のものが有効です。ただし、診断書を記入してもらうには事前に何度か通院する必要があります。

(20歳の誕生日前日から申請可能)

### ＜市区町村の(国民)年金担当課に書類の提出＞

年金請求書に診断書、病歴・就労状況等申立書、その他添付書類をそえて提出します。

- 書類の提出から審査・決定までに3~4か月かかります。
- 国民年金課へ書類を提出する前に、その全書類のコピーをとって保管しておきましょう。新しい診断書を書いてもらうときのベースになります(診断書は最長5年で新たなものの提出が必要です)。